

〈広告特集〉

長らくご愛読いただいた当コーナーは今月をもって終了いたします。ご愛読ありがとうございました。

欠陥住宅について

(パート23) シリーズ3

Q&A

身近な法律

愛媛弁護士会ご協力のもと
身近におきているトラブルや
疑問などをご紹介いたします。

みかんさんが正義業勝弁護士の事務所へ欠陥住宅の相談のために訪ねてきました。



(みかんさん) 私は、地元の工務店に家を建ててもらったのですが、しばらくして、雨漏りや床が傾く等の不具合が生じてきました。ところが不具合の対応について契約書には何も記載されていないのですが、工務店に対する責任追及は可能ですか？

(正義業先生) これはひどい話ですね。工務店に対しては、民法や住宅品質確保法に基づいて瑕疵担保責任を追及することが可能だと思います。

(みかんさん) 工務店以外の者に對する責任追及は可能ですか？
(正義業先生) 建築の際に工事監理を行った業者に對しても、契約責任や不法行為責任を追及することができる場合があります。ご留意ください。

(みかんさん) トラブルを簡単な手続きで解決する方法はありませんか？
(正義業先生) 住宅瑕疵担保履行法に基づき責任保険に加入している住宅等であれば、住宅紛争処理機関における調停等の裁判外紛争処理制度を利用できます。みかんさんの自宅も、多分、責任保険に加入しているのではないかな？

(みかんさん) そういえば、工務店から大丈夫だという説明を受けたことがあります。これって、愛媛でも利用できるのですか？
(正義業先生) もちろんできます。住宅紛争処理機関の正式な名前には愛媛弁護士会住宅紛争審査会と書いて、紛争処理制度を利用する人は事前に申請手数料1万円が必要ですが、法律相談は無料で応じてくれます。受付は、0570-016-100 (住まいのダイヤル)。詳しいことはホームページ(<http://www.chord.or.jp/>)を見てください。

(みかんさん) 工務店が倒産してしまっただけにはどうなりますか？
(正義業先生) 工務店が倒産してしまった場合でも、不具合が構造耐力上主要な部分か雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に該当すれば、保険会社から保険金の支払いを受けることが可能です。みかんさん、困ったらいっても相談に来てね。また、欠陥住宅に限らず法律的な紛争でお困りの場合には、愛媛弁護士会 TEL 089-941-6279 までご相談ください。

(弁護士 寄井 真二郎)

くらしを考えましょー！

広告



弁護士法人

しまなみ法律事務所

弁護士 寄井 真二郎 愛媛弁護士会所属
弁理士・弁護士 市川 聡毅

取扱業務

欠陥住宅・交通事故

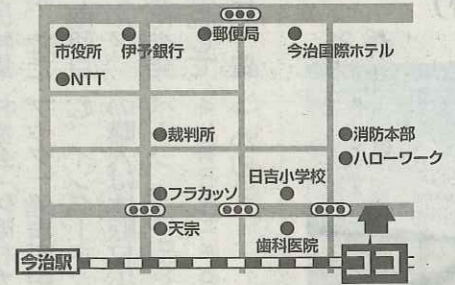
個人相談料金

45分 / 5,250円 (内税)

※電話にてご予約ください。
なお電話による相談は行っておりません。

☎ 0898-23-2136

「電話受付時間 月～土 10:00～17:00」
今治市南宝来町2-3-7



安心・安全の住まいづくりを目指して

住宅性能表示制度とは？

それは、住まいの性能を等級や数値でわかりやすく見える化する、確かな安心のためのモノサシです。

住宅が建ってからでは見えなくなってしまう構造や、住んでしばらくしてからわかる住まいの快適性などを、きちんと確認できるように。

「住宅性能表示制度」においては、新築住宅の性能を最大10分野32事項にわたって評価します。



住宅瑕疵担保保険とは？

新築住宅の劣化防止のための10年間の補修費用を分けて支払う。万一、不具合が生じた場合は、補修費用がサポートされます。

- 安心ポイント: 雨漏りや住宅の傾きなどの瑕疵(欠陥)の補修費用を10年間保険がサポート。
- 安心ポイント: 工事中に、専門の検査員(建築士)が現場検査します。
- 安心ポイント: 万一、住宅事業者が倒産した場合には、直接、保険金が支払われます。

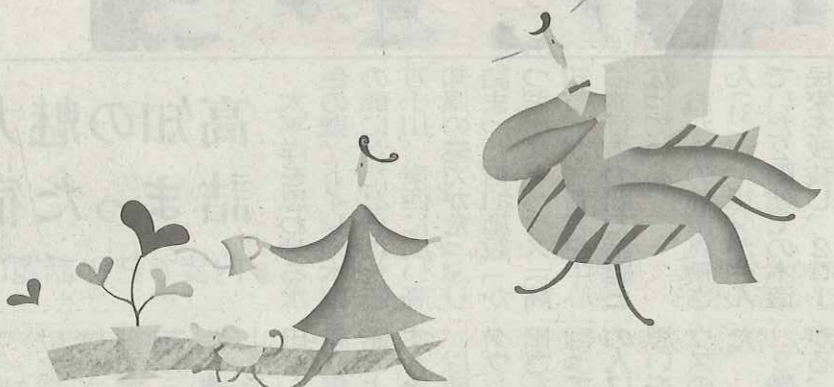
この2つの制度はトラブルについて、消費者保護の観点から住宅専門の紛争処理機関において、適切かつ迅速な裁判外の紛争処理(あっせん・調停・仲裁)が受けられます。

指定確認検査機関 指定構造計算適合性判定機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険受託機関 住宅金融支援機構受託機関 登録建築調査機関
株式会社 愛媛建築住宅センター <http://www.ehime-center.co.jp>
本社:〒790-0066 松山市宮田町186-4 (松山駅前ビル6F) ☎(089) 931-3336 ☎(089) 931-3362
東予支店:〒793-0030 西条市大町1412-2 ☎(0897) 52-0411 ☎(0897) 53-9341
南予支店:〒795-0064 大洲市東大洲459-3 ☎(0893) 23-4400 ☎(0893) 23-4410

紙人会

紙は人の世に欠かせないコミュニケーション・メディア

明日も出会う夢ある情報



時代をみつめ、明日を考える

株式会社 讚州製紙株式会社

〒760-0067 高松市松福町1丁目12番3号
TEL (087) 851-2822代 FAX (087) 822-7552

H25.3.21 愛媛新聞